

中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）実施要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の目的）

第2条 中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）は、現職研修の一環として、個々の能力、適性等に応じて学校の教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たす力を向上させることを目的とする。

（対象）

第3条 中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）を受ける者（以下「研修教員」という。）は、在職期間が8年目から10年目の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の栄養教諭とする。

2 前項の在職期間の計算方法等は、次に掲げるとおりとする。

（1） 国立、公立又は私立の小学校等の栄養教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。ただし、学校栄養職員からの任用替えの者については、その期間を通算した期間とする。

（2） 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算する。

（3） 在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除く。

ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

ウ 地方公務員法の規定により配偶者同行休業をした期間

エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により育児休業をした期間

オ 国立又は私立の小学校等の栄養教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエに規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

3 中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）又は10年経験者研修（栄養教諭）を受けたことがある者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）を実施する必要ないと認める者は、中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の対象から除く。

(研修の受講)

第4条 研修教員は、年間に7日程度、岡山県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）等で校外研修を受講するとともに、12時間程度、校内研修を受講するものとする。

(修了の認定)

第5条 研修の修了は、次の条件を満たした者について認定する。

- (1) 研修への出席状況が良好な者
- (2) 研修の目的が達成できたと認められる者

(責務)

第6条 研修教員が所属する学校を所管する教育委員会（以下「所管の教育委員会」という。）は、当該研修教員について、研修計画に従い、中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）を受けさせるものとする。

第2章 研修の内容等

(校外研修)

第7条 校外研修は、次により実施する。

- (1) 共通研修 中堅教員として共通に身に付けることが求められる内容の研修とし、原則として5日間実施する。
- (2) 選択研修 研修教員が将来の職能成長を踏まえて指定する講座から選択して2日間受講するものとする。

(校内研修)

第8条 校内研修は、校外研修との関連付けを図るとともに、食に関する指導、給食管理等、必要な研修分野を研修教員が主体的に取り組むことができるよう配慮し実施する。

2 前項の研修の実施場所は、主として、研修教員が勤務する学校又は学校給食共同調理場とする。

(研修の実施時期)

第9条 中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）は、原則として、栄養教諭・学校栄養職員としての在職期間が8年目から10年目のうちの1年を選択し、選択した1年以内に実施する。

(経費の負担)

第10条 県教育委員会は、第7条の研修に要する経費を負担する。

2 県教育委員会は、第8条の研修を実施するために要する経費を負担しない。

第3章 研修の手続等

(評価規準)

第11条 県教育委員会は、研修教員の能力、適性等を評価するための評価規準を作成する。

(研修教員報告書)

第12条 校長は、研修教員について、研修教員報告書を作成し、所管の教育委員会に提出する。

(校外研修の参加申込及び校外研修計画の調整)

第13条 校長は、研修教員の中堅教諭等資質向上研修への参加に当たり、校外研修の参加申込を「講座受付システム」で行うものとする。

2 総合教育センターは、「講座受付システム」への参加申込に基づき、校外研修計画について、参加人数の調整を行う。

(校内研修計画の決定)

第14条 所管の教育委員会は、研修内容の適否及び参加人数の調整結果を踏まえ、校外研修計画の決定を行う。

(校内研修計画書)

第15条 研修教員は、自己評価票を作成し、校長に提出する。

2 校長又は調理場長は、研修教員の食に関する指導、給食管理等の状況等及び前項の規定により作成された自己評価票に基づき、当該研修教員の能力、適性等を評価し、副校长・教頭等の参画を得て、研修教員ごとに校内研修計画書を作成し、所管の教育委員会に提出する。

(研修成果報告書及び校内研修報告書)

第16条 研修教員は、1年間の研修の成果について研修成果報告書を作成し、校長に提出する。

2 校長は、研修教員の研修の状況等及び前項の研修成果報告書に基づき、校内研修報告書を作成し、研修成果報告書と併せて所管の教育委員会に提出する。

第4章 研修の実施体制

(研修の企画・運営)

第17条 県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の企画・運営等に当たっては、別に定める研修総合企画・調整委員会の意見を踏まえるものとする。

(校内研修の運営)

第18条 校長は、研修教員が校内外で研修を受けるに当たり、学校運営に支障を来たさないよう適切に配慮するとともに、円滑に研修ができるよう研修時間の確保に努めるものとする。

2 校長は、副校长・教頭等の協力を得つつ、第15条の規定による決定のあった校内研修計画書に従い、研修教員に対して指導及び助言を行うものとする。

3 校長は、前項の指導及び助言を行うに当たっては、校務分掌を有機的に活用し、学校全体として協働的な指導体制を整備するものとする。

4 校長は、校内研修の充実を図るため、所管の教育委員会と連絡を密にし、必要に応じて指導主事等の派遣を要請することができるものとする。

5 校長以外の教員は、校長の指導の下に、第15条の規定による決定のあった校内研修計画書に従い、研修教員の指導及び助言に当たるものとする。

(校長連絡協議会)

第19条 総合教育センターは、中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）を円滑かつ効果的に実施するため、校長連絡協議会を開催する。

第5章 雜則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。